(3歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例)

第26条 3歳に満たない子を養育し、又は養育していた被保険者又は被保険者であつた者が、主務省令で定めるところにより実施機関に申出(被保険者にあっては、その使用される事業所の事業主を経由して行うものとする。)をしたときは、当該子を養育することとなった日(厚生労働省令で定める事実が生じた日にあっては、その日)の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬月額が当該子を養育することとなった日の属する月の前月(当該月において被保険者でない場合にあっては、当該月前1年以内における被保険者であった月のうち直近の月。以下この条において「基準月」という。)の標準報酬月額(この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされている場合にあっては、当該みなされた基準月の標準報酬月額。以下この項において「従前標準報酬月額」という。)を下回る月(当該申出が行われた日の属する月前の月にあっては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの2年間のうちにあるものに限る。)については、従前標準報酬月額を当該下回る月の第43条第1項に規定する平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額とみなす。

- 一 当該子が3歳に達したとき。
- 二 第14条各号のいずれかに該当するに至ったとき。**▶**厚生年金法の被保険者資格の喪失時期(例:死亡したとき、事業所等に使用されなくなったとき、70歳に達したときなど)
- 三 当該子以外の子についてこの条の規定の適用を受ける場合における当該子以外の子を養育することとなったときその他これに準ずる事実として厚生労働省令で定めるものが生じたとき。
- 四 当該子が死亡したときその他当該被保険者が当該子を養育しないこととなったとき。
- 五 当該被保険者に係る第 81 条の 2 第 1 項の規定<mark>(▶育児休業期間中の保険料免除の規定)</mark>の適用を受ける育児休業等を開始したとき。
- 六 当該被保険者に係る第 81 条の 2 の 2 第 1 項の規定<mark>(→産前産後休業期間中の保険料免除の規定)</mark>の適 用を受ける産前産後休業を開始したとき。
- 2 前項の規定の適用による年金たる保険給付の額の改定その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、 政令で定める。
- 3 第1項第6号の規定に該当した者(同項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が基準月の標準報酬月額とみなされている場合を除く。)※1 に対する同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされている場合にあっては、当該みなされた基準月の標準報酬月額※2」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかったとしたならば※3、この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされる場合にあっては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬月額」とする。
- 4 第2号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者又は第3号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者について、第1項の規定を適用する場合においては、同項中「申出(被保険者にあっては、その使用される事業所の事業主を経由して行うものとする。)」とあるのは、「申出」とする。
- ※1 第1項第6号の規定に該当した者、つまり、第2子の産前産後休業を開始した者のこと(当該子(第2子)以外の子(第1子)に係る基準月の標準報酬月額(つまり、第1子の「従前標準報酬月額」のこと)が第2子の基準月の標準報酬月額と既にみなされている場合は除く)という意味です。
- ※2 当該子(第2子)以外の子(第1子)に係る基準月の標準報酬月額(つまり、第1子の「従前標準報酬月

額」のこと)が(第 2 子の)標準報酬月額とみなされる場合にあっては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬月額(つまり、第 1 子の「従前標準報酬月額」のこと) という意味です。

※3 第六号の規定がなかったとしたならば とするのは、産前産後休業期間中の保険料免除が施行(平成 26 年 4 月 1 日)されるまでは、第 1 子の当該特例期間中に第 2 子を出産することがあっても、第 2 子の育児休業等が開始するまでは当該特例措置が終了することはなく、つまり第 2 子の養育を開始する日(つまり、出産した日)の属する月の前月(基準月)においては、第 1 子に係る当該特例措置、つまり第 1 子の「従前標準報酬月額」」が適用されていたということで、そのことは第 2 子の当該特例措置においても第 1 子の「従前標準報酬月額」がそのまま使えていたということを意味しています。しかし、産前産後休業の保険料免除が施行されたことにより、施行後は、保険料免除の規定の適用を受ける産前産後休業が開始された場合には、その時点で第 1 子に係る当該特例措置は終了することになり、第 2 子に係る基準月(第 2 子を出産した日の属する月の前月)においては当該特例措置を受けていない低い標準報酬月額である可能性が高いということになります。そこで、そのような不利益な状態を解消するために、同法第 26 条第 3 項が規定されたわけです。

注: 各種下線、※1~3 の注記及び黄色のマーカーで塗りつぶした部分は弊職において加筆したものです。